

規制改革推進会議
デジタル・AIワーキング・グループ

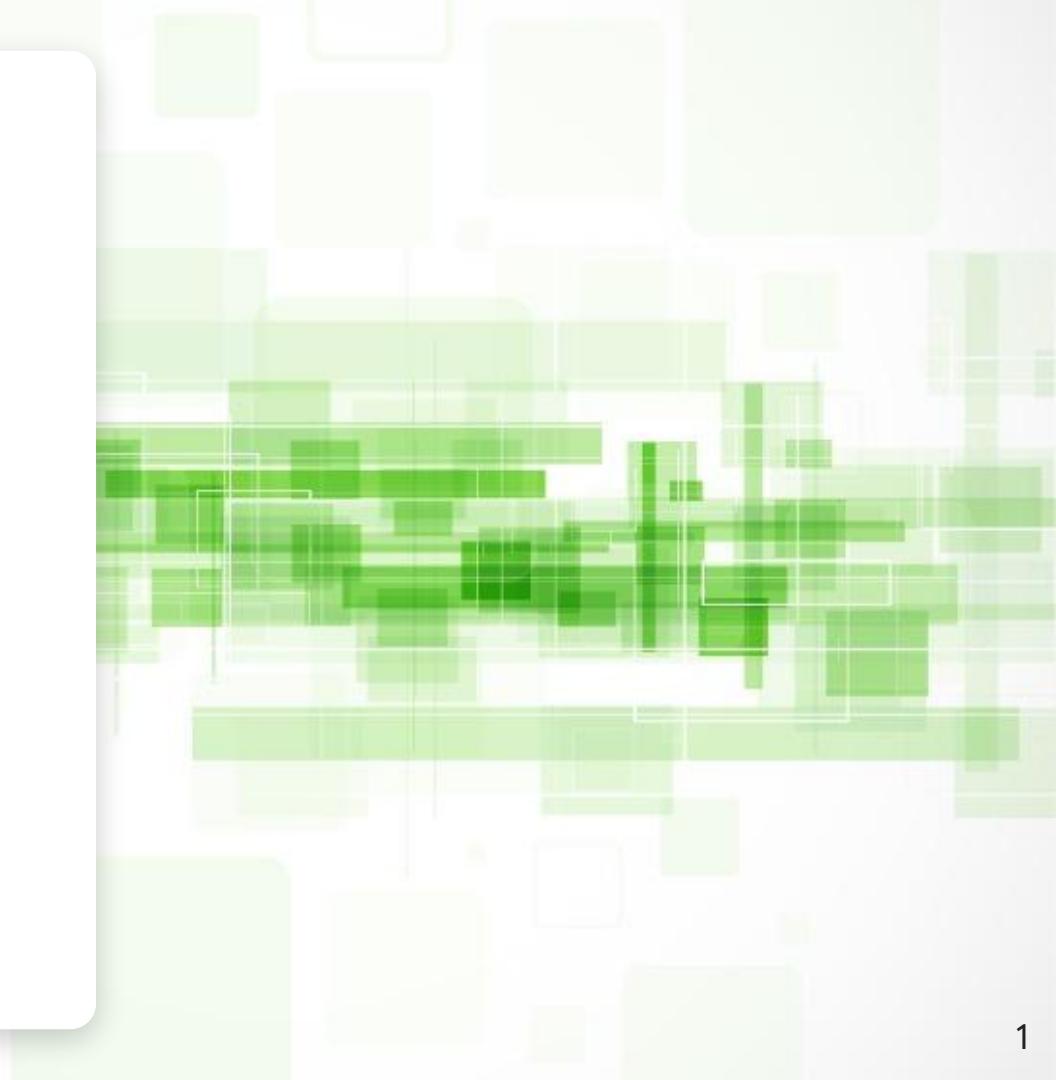
2026年1月9日(金)

リーガルテックを巡る 弁護士法の構成要件解釈論から 「AIガバナンス」の議論へ

— 法務部門・組織内弁護士の予見可能性(2025)

日本組織内弁護士協会(JILA)理事
弁護士 渡部 友一郎
Yuichiro WATANABE

* 所属組織又は団体の見解を代表しない 個人の見解 です。



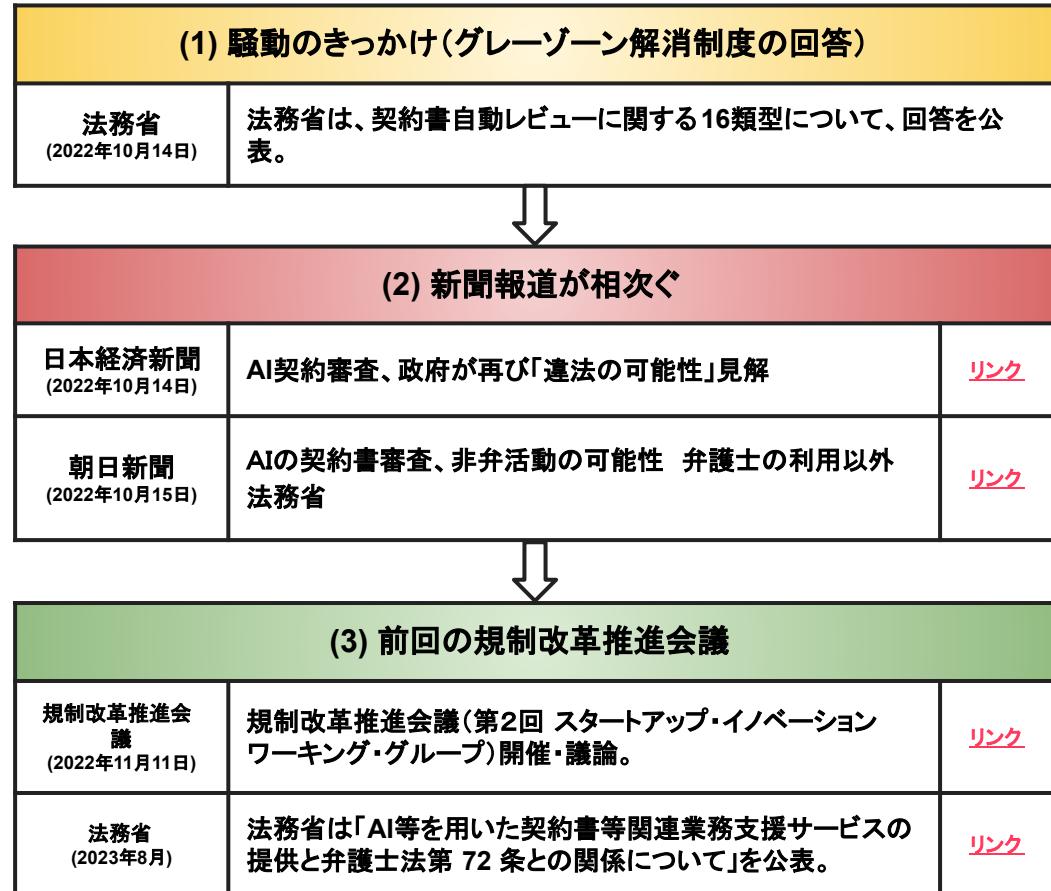
リーガルテックに関する
予見可能性を永く

1. 過去

—2022年11月の規制改革推進会議～ 2023年8月法務省の文書公表までの到達点 一

予見可能性の危機

黄色→赤→青信号 22年～23年



法務部門・組織内弁護士の厳しい環境 (1/3)

▲48,025人
(▲24.9%)

法学部の学生(2002年 vs. 2024年)

出典:文部科学省「学校基本調査」2002年と2024年より

法務部門・組織内弁護士の厳しい環境 (2/3)

52.4%

2015年 vs. 2020年
法務担当者の人員増加のない企業

出典:米田憲市編『会社法務部[第 12次]実態調査の分析報告』(商事法務、2022年)52頁

法務部門・組織内弁護士の厳しい環境 (3/3)

49.4%

(第1位)

法務部門の今後の課題として
法務業務の効率化・IT化を挙げた企業

出典:米田憲市編『会社法務部[第 12次]実態調査の分析報告』(商事法務、2022年)388-389頁

“

(略)法務省といたしましても… AI…は、有用であると考えております。先ほど来、協会さん、あるいは渡部先生から御指摘をいただいているところでありますけれども、契約の審査の高速化、あるいはナレッジマネジメントといったところに非常に役立つと聞いております。したがいまして、我々といたしましても、できる範囲で後押しをしていきたいと考えております)

法務省(2022年当時 中野参事官ご発言)

2. 現在

—2023年ガイドラインから 3年で顕在化した制度ギャップ —

“

第1ラウンドは決着。しかし、「過去の法律」と「テクノロジー」との「衝突」は止まらないだろう。リーガルテック事業者が自ら「プリミティブ」と称するよう~~に、今回整理された機能は AI時代の序章にすぎない。~~人類史上、原子力に匹敵する発明と言われる未来の AIと弁護士法72条を今後いかに整理するのか…第2ラウンドのマグマは、この瞬間にも、フツフツと蓄積されてい
る。

渡部友一郎「リーガルテックと弁護士法—第1ラウンドの決着」

変化 (1/2): AIの成績は当時「2点」から「70点」

1.96% →
71.7%

2022年 vs. 2025年
コード修正の総合テストの点数 UP

イメージ: テスト「2点」の学生が、3年間の勉強で「70点」の優秀者へ

Jimenez, C., Wu, B., Kasai, J., et al. (2023). SWE-bench: Can language models resolve real-world GitHub issues?
及び Jimenez et al. (2023), SWE-bench; Stanford HAI (2025), AI Index Report. 参照

変化 (2/2): 海外のリーガルテックの進化・競争激化

動画共有(2分9秒)

URL: https://www.youtube.com/watch?v=92_jpeEdpU0

報告者注: ウェブサイトの掲載資料(PDF)では、
意図した動画再生(次頁)が機能しない場合があるため、
意図的に、本頁に動画URLを明記しております。

※次頁にて、弁護士渡部よりボイスオーバーにて、動画共有+解説

※米国の著名リーガルテックツール「Harvey AI」の公式動画より引用

「How Harvey Works: The Future of Legal AI, Explained」

Is Busywork Getting in the Way of Delivering Results?

変化していないこと、むしろ、悪化していること

▲24.9%

52.4%

49.4%

日本企業の法務部門を支える「人間」の数は減り vs. 「業務量」は増える

しかも、法令は、日進月歩、止まらず「増加・国際化・複雑化」…

3. 未来

リーガルテックを巡る終わりなき構成要件の解釈論から
AIガバナンスの枠組みの議論転換(検討会・勉強会の開催と報告取りまとめ)へ

私見（今後の方針）

ガイドライン → 予見可能性高まる → 技術の発展
(不可避) → グレーゾーン → 予見可能性下がる
→ ガイドライン議論 <以下、永久ループ>

- テクノロジーは日進月歩であり、ガイドライン更新から2~3年もすれば、テクノロジーは次の領域に突入している。
- AIの時代、構成要件の解釈論を明瞭にするアプローチと並行し、AIガバナンスの議論が、**アジャイル(俊敏性)を確保できる。**
- ガイドラインとテクノロジーの差分が生じたために、グレーゾーンは生じる。報道等を通じて、予見可能性が低下すると、法務部門・組織内弁護士は、安定した「リーガルテック」への依拠が難しくなる。
- 故に、環境整備としては、**法務省様にて、リーガルテックの「AIガバナンス」を議論する検討会・勉強会(名称は問わない)のアプローチが有効**と思料。

リーガルテックに関する
予見可能性を末永く

—AIガバナンスが次の鍵だ —

ご静聴、誠にありがとうございました。

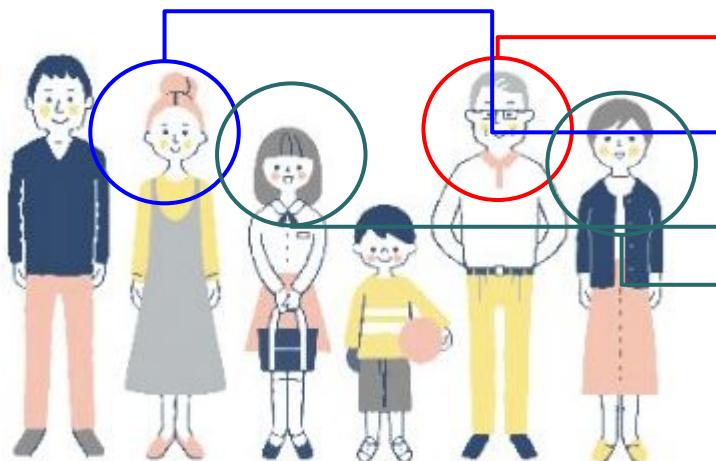
当職の発表・研究等に関するお問い合わせがございましたら、
[こちら](#)(お問い合わせフォーム参照)まで
小さなことでも、どうぞお知らせください。

Appendix(理論面)

リーガルテックと弁護士法第 72条を考えるための理論的な「補助線」

要旨:リーガルテック(AI)に対する、利用者側の「属性」や「リテラシー」に着目。AIガバナンスの議論の中で、当該製品がどのような「顧客」を対象に提供されているかの要素にも着目してはどうか？

問題の所在:従来、弁護士法第72条の議論は、「提供者」の観点から論じられる場面が多かった。講学上も実務上も、実在する「利用者」のリテラシーの差異に「実証的」な研究がなされてきたとは言い難い。



会社等で法務や総務に関わるお仕事に従事されている方

弁護士資格など法律関連の資格をお持ちの方（23年ガイドラインが考慮）

相対的に、普段、法律にあまり触れない方(例えば、一般の学生)

弁護士法第72条の保護法益は？ 「国民の法律生活の公正かつ円滑ないとなみ」(最高判昭和46年7月14日刑集25巻5号690頁)

文献:渡部友一郎ほか『弁護士法2条とリーガルテックの規制デザイン(下)』ビジネス法務23年3月号131-135頁

なぜ今か？ AIのアウトプットを自分自身で検証する力の有無は「法律生活の公正かつ円滑ないとなみ」という結果発生の可能性を変化させうる。

補論：持てるものだけの法務AIにしてはいけない

リーガルテックの提供先を大企業の法務部門や弁護士がいる会社だけに絞ると何が起こるか

- 日本経済の「99.7%」を占める中小企業などが置き去りにされる懸念(弁護士を雇用する企業は「0.05%」程度というデータもある)。
- 総務と法務を1人で兼務するなどの地方の小規模な現場にこそ、法務AIの「補助者」が不可欠な時代となってくる。
- 一部の「持てる企業」や一部の「持てる人」によるAIの独占ではなく、企業法務に携わる方が、全国どこにいても(私の故郷・鳥取でも)法務AIの恩恵を(安全に)享受できる制度構築を志向すべき。
- 構成要件の解釈論から「**AIガバナンス**」の成熟した議論を開始する時期。